

小諸市国民健康保険運営協議会
会長 依田 勝彦 様

小諸市長 小泉 俊博

小諸市国民健康保険税率について(諮問)

小諸市国民健康保険税率を下記のとおり改定することについて、貴協議会の意見を求めます。

1 国民健康保険税率の改定

(1)医療分

区分	改定前	改定後
所得割	6.0%	6.0%
資産割	7.0%	廃止
均等割	18,000円	18,000円
平等割	20,000円	20,000円

(2)後期高齢者支援金分

区分	改定前	改定後
所得割	2.9%	2.9%
資産割	3.0%	廃止
均等割	8,500円	8,500円
平等割	7,000円	7,000円

(3)介護納付金分

区分	改定前	改定後
所得割	3.2%	3.2%
資産割	4.5%	廃止
均等割	9,000円	9,000円
平等割	8,000円	8,000円

2 改定の時期

令和 5年 4月 1日

3 改定の理由

県が示す運営方針では、県内の国保税率水準の統一に向けた賦課方法として、資産割を除いた3方式としているが、当市は現在4方式で賦課している。

令和5年度の国保会計については、被保険者数の減少等に伴う国保税の減収による歳入の減が予想されるものの、単年度収支はここ数年の収支状況が黒字となっていることから、資産割を廃止しても財政運営の維持が可能と見込めるため。

なお、資産割の廃止以外に、令和9年度までに県が示す税率の水準にするためには、医療分の均等割と平等割の額を上げ、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の所得割の率を下げる必要がある。